

新避難所運営マニュアル作成時の留意事項

- 1 避難所運営委員会規約は必ず作成してください。
班長を役員に入れられない規約でも可能です。(別添参照)
- 2 民生・児童委員、防災指導員等を運営委員に入れてください。
- 3 被災事例から女性の意見を取り入れやすくするため、女性を役員等に入れるようにしてください。
- 4 避難所担当職員・施設管理者は、運営本部の班、担当にはしないでください。
- 5 必要に応じて24時間以内に避難所を立ち上げることがあります。
- 6 発災直後の施設安全確認は市職員・施設管理者が中心となり実施し、3～4日後に応急危険度判定士が再確認します。
- 7 発災直後は運営委員会の班・担当を全て配置するのではなく、大まかな班のみ決めて運営してください。
- 8 避難所運営は、発災直後は地域中心、安定期には避難者を中心とした運営に移行してください。
- 9 マニュアルに在宅避難者(自宅)の項目を追加してください。
- 10 地区市民センター(公民館)は、地区を取りまとめる情報拠点施設となりますので、マニュアルに反映させてください。
- 11 みんなの避難所(一時避難場所)と指定避難所の違いをマニュアルに記入してください。
- 12 避難所ルールは、必ず事前に作成してください。
- 13 ペットに関するルールは必ず事前に作成してください。
- 14 要配慮者スペースは事前に施設管理者と協議して決めておいてください。
- 15 トイレのルール等を事前に作成してください。
 - (1) 下水道等の安全確認ができるまでの既存水洗トイレの使用方法
 - (2) 仮設トイレの場所、簡易トイレの場所等
- 16 荷物の搬入等を考慮し、避難所のバリアフリー対策を事前に考えておいてください。
- 17 被災事例から医療救護所については、発災直後に13か所同時開設は難しい状況であり、Dマット等の活用が医療救護所の役割を担っていくことが想定されています。
- 18 新避難所運営マニュアルは平成30年度中に作成し、31年度からスタートできるようにしてください。
既存のマニュアルを修正する方法、新マニュアルに既存のマニュアル内容を追加する方法がありますので、検討してください。